○農林水産省告示第千二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町八総字木戸沢丁三四一の一二三、丁三四一の一二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市滝町一〇一四の一、一〇二九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市上矢作町漆原字東三作一一〇五の一、一一〇五の二、一一一五の三、一一一六、一一一七の一の一、一一一七の一の二、一一一九の一、一一一九の二、一一四七、一一四九の一、一一五一から一一五五まで、一一五六の二、一一五七、一一五八の一、一一七三の四〇、上矢作町下字増沢一〇一一の一、一〇一二の一、上矢作町小田子字久武瀬二〇三の二、二一〇の五、二一〇の六、字田代二五〇の三六、二五〇の三七、二五〇の六〇、二五〇の六二、二五〇の六四、二五〇の六五、二五一、二五二、二五三の一、二五四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市少ケ野字アゲガヲ一五八八の一〇九、御厩野字威徳寺二九八八の一五から二九八八の一八まで、乗政字長尾三七六一の四八から三七六一の五〇まで、萩原町尾崎字洞三四六二、萩原町山之口字平二三七、萩原町大ケ洞字林ケ洞六五九の二三、六五九の二四、金山町戸部字下谷洞三五八、三六二、三六七、三七一、三七二、三七四、三七五、三七七、三七八、金山町福来字中ノ田平一二〇九、一二一〇、一二〇八・一二二三・一二二五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、馬瀬名丸字下日面一六一九の七、一六一九の八、一六二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町洲河字西会津五二八、五二九、五三一の一から五三一の三まで、五三二の一、五三二の二、五三四から五三七まで、五五一の二、五五二の一から五五二の四まで、五五三の一から五五三の四まで、五五三の七、字島会道五五六の一、五五六の二、大垣市上石津町上原字猿海道一二二三の一、字中南一五九三の一、一五九四から一五九六まで、上石津町三ツ里字東ノ平二四の五二から二四の五四まで、二四の六一から二四の六四まで、不破郡垂井町岩手字苔平三〇〇三の五六、三〇〇三の五七、三〇〇四、三〇〇五の二一から三〇〇五の二三まで、三〇〇五の六九、三〇〇五の七七、字頭蓮坊三〇六五の三から三〇六五の七まで、三〇六五の九、三〇六五の一一、三〇六五の一二、三〇七〇の一、三〇七〇の三、梅谷字登三六七、三六九、三七〇、三七二、三七三の一から三七三の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁並びに関係市役所及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市白鳥町中西字外別一〇六七の一、二六九九の二、二七〇〇の四、八幡町旭字岩間比良六一三の六、六四六から六五一まで、六五二の一、八幡町市島字与平度二四六四の二、二四六五、二四六七の四、二四六七の五、二四六八、二四七〇、二四七一、字京塚二四七三の二四から二四七三の三一まで、二四七三の三六、字前平二四七四の一、二四七四の二、二四七五、二四七六の一、二四七七の一、二四七七の二、二四七八の一、二四七八の二、二四七九、美並町上田字大切上三三六八の一、三三六九、字サバガ尾三九六、字坂ノ平三九七、大和町剣字岩野平二〇六〇の一から二〇六〇の三まで、白鳥町石徹白第一五一号字猿ケ洞山三の一・白鳥町石徹白第一五二号字朝日添山二の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字猿ケ洞山三の一・字朝日添山二の五

2　その他の森林については、主伐は、択伐による。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）